

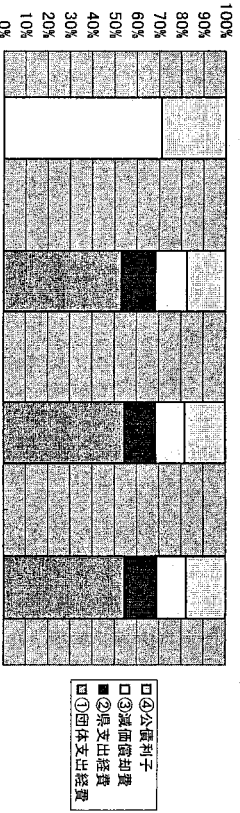
N0 50
施設名：科学館
1. トータルサービスクスト

(単位：千円)

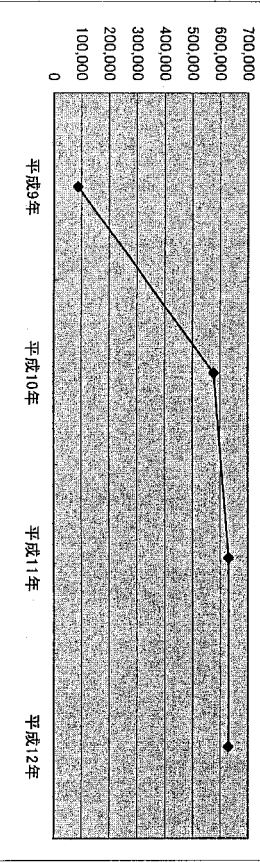
	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
I 施設管理費				
(1) 運営経費				
① 固定支出経費	0	333,909	359,840	365,992
② 固定支出経費	0	94,966	93,862	96,388
計	0	428,875	453,702	462,380
(2) 興財産費				
③ 減価償却費	62,054	89,074	89,074	89,074
④ 公債利子	25,422	109,357	124,429	120,081
計	87,476	198,431	213,503	209,155
合計	(A)	627,306	677,205	671,535
II 収入等	(B)			
うち利用料	0	50,133	46,763	42,462
トータルサービスクスト	(A)-(B)	87,476	577,173	630,442

参考	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
地代相当額	81	81	81	81
地代を加味したトータルサービスクスト	87,557	577,254	630,523	629,154

施設管理費の構成割合の推移

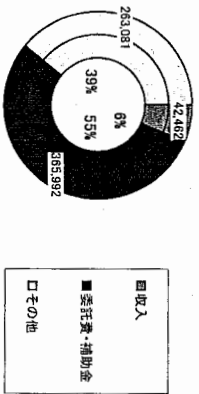


トータルサービスクストの推移



2. 平成12年度の構成割合

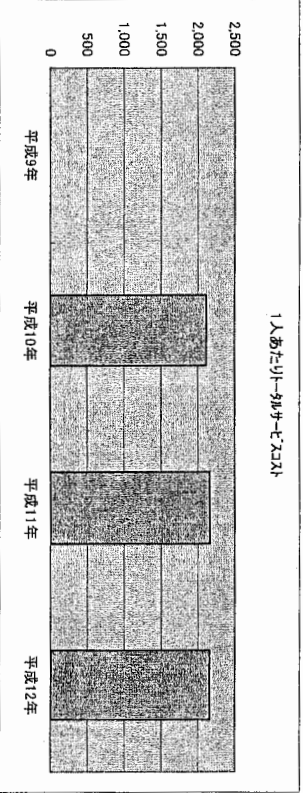
金額 (単位：千円)	施設管理費	収入	委託費・補助金	その他
	671,535	42,462	355,992	263,081
割合 (%)	100%	6%	53%	39%



2. 利用者一人当たりのトータルサービスクスト

入場者数 (人)	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
入場者数	-	272,968	292,084	291,697
一人あたりトータルサービスクスト	-	2,114	2,158	2,157

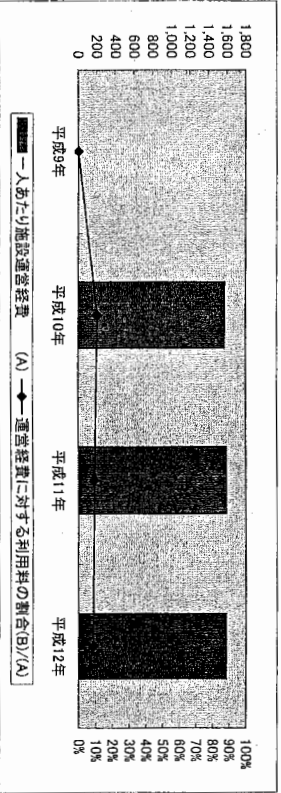
一人あたりトータルサービスクスト



3. 一人あたり運営経費と使用料との比較

入場者数 (人)	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
入場者数	8	272,968	292,084	291,697
一人あたり施設運営経費 (A)	-	1,571	1,585	1,585
一人あたり使用料等 (B)	-	178	131	138
運営経費に対する利用料の割合 (B)/(A)	-	11%	10%	9%

(単位：円)



4. 公共施設の稼働率状況表

(1) 稼働率について

従来、施設の稼働率を年間開館日数に対する利用日数により稼働率を算定していた。これでは見かけの有効利用の数値が大きくなり、改善のための判断の基礎とすることができない。

利用者数は、その施設の有効利用を図る目安となるが、料金設定施設においては、収入額と比例する基準をもって稼働率を算定すべきである。

午前・午後・夕方と料金が異なる場合、土曜・日曜・祝日に料金を異にしている場合、使う施設により料金が異なる場合等には、直接最大収入額で算定することが有効である。

なお、今回の監査では原則として時間貸しの施設の稼働率を調査対象にしたが、一人当たりの料金設定をしている一部のものについては、過去の平均値等をもって最大収入を算定している。

(2) 収入額による稼働率の検討

平成12年度の公共施設の利用可能額に対する使用料(減免を含む)の稼働率は次の表のとおりである。

(表4-3) 利用可能最大収入額による稼働率

NO	分類	施設名	1日あたり最大収入	1日当り最大収入(円)	開館日数	①年間最大収入(千円)	②年間利用料収入(千円)	稼働率注
1	貸館	山梨県民会館(展覧会場)	1日	42,100	336	14,271	7,078	50%
2	貸館	山梨県立県民文化ホール	337/日 土日祝	582,930 698,170	221 114	208,418	52,634	25%
3	貸館	山梨県立勤労青年センター(貸館のみ)	337/日	21,080	303	6,387	1,635	26%
4	貸館	山梨県立青少年会館	337/日	13,760	303	4,169	1,736	42%
5	貸館	山梨県立総合女性センター	337/日	22,440	303	6,799	1,885	28%
6	貸館	山梨県立富士女性センター	337/日	20,290	303	6,147	814	13%
7	貸館	山梨県立城南女性センター	337/日	11,790	303	3,572	78	2%
8	貸館	山梨県立国際交流センター(会議室のみ)	337/日	20,470	303	33,066	16,310	49%
11	貸館	山梨県立愛宕山少年自然の家(宿泊施設のみ)	149,6人/日	35,250	184	8,609	1,629	19%
12	公園	山梨県立愛宕山こどもの国(キャンプ場)	150人/日	33,240	259	6,486	138	2%
13	宿泊	県民の森保健休養施設(キャンプ場)	63人/日 162人/日	7,182 68,850	275 275	1,975 18,934	63 533	3% 3%

NO	分類	施設名	1日あたり最大収入	1日当り最大収入(円)	開館日数	①年間最大収入(千円)	②年間利用料収入(千円)	稼働率注
14	公園	武田の杜保健休養林(キャンプ場) (ログキャンプ)	36人/日 20人/日	6,444 14,600	83 83	535 1,212	34 297	6% 25%
15	公園	森林公園金川の森(貸館)	237/日	3,360	318	1,068	2	0.2%
17	宿泊	国民宿舎広河原ロッジ	80人/日	292,870	123	36,023	9,961	28%
18	宿泊	栗駒岳山小屋	100人/日	750,000	211	158,250	25,280	16%
22	貸館	山梨県立郡内地域産業振興センター	237/日	7,200	304	2,189	320	15%
23	貸館	山梨県立産業展示交流館 アイヌツセ山梨	237/日	639,200	345	213,550	114,679	50%
24	貸館	山梨県立勤労者福祉センター	337/日	29,730	310	9,216	718	8%
27	スボ	小瀬スポーツ公園	337/日	104,890	309	103,917	59,901	58%
28	スボ	富士北麓公園	337/日	101,190	306	25,777	7,731	30%
29	スボ	御勅使南公園ラグビー場	237/日	9,130	308	5,624	481	9%
30	公園	曾根丘陵公園 (テニスコ場) (研修施設)	580時間/日 337/日	10,470 10,710	308 308	3,225 3,299	480 44	14% 1%
31	公園	管吹川フルーツ公園 (研修施設)	337/日	28,640	318	9,106	286	3%
32	スボ	富士川クラブパークゴルフ場	237/日	1,850	233	5,172	770	15%
33	スボ	八ヶ岳公園テニスコート	237/日	8,340	366	3,052	367	12%
36	スボ	緑が丘スポーツ公園	諸施設	262,450	308	70,249	16,890	24%
40	スボ	本栖湖青少年スポーツセンター (宿泊施設)	206人/日 300人/日	279,220 78,270	359 214	100,240 16,750	12,344 1,808	12% 11%
43	博物館	山梨県立美術館	237/日	29,330	301	8,828	4,463	51%
44	博物館	山梨県立文学館	337/日	102,260	299	30,576	3,805	12%
46	博物館	山梨県立保存民家安藤家住宅	52人/日	7,810	299	469	2	0.4%
47	貸館	山梨県立青年の家 (宿泊施設) (研修施設)	110人/日 337/日	46,200 10,080	321 321	14,830 3,236	275 1,039	1.9% 32%
		総計				1,143,655	346,479	30%

(注1) 最大収入額は、100%施設を利用した場合の収入額である。
 (注2) 237は、午前と午後、337は午前・午後・夕方の区分である。
 (注3) 複合施設は、時間・人数で最大利用量が限定されているものに限っているが、一部・利用者に制限のないものは平均値を用いている。
 (注4) 大人・子ども・老人・小学生などで料金が異なるものは平均値を用いている。

各施設が有する施設を次の3つのグループに分類すると次ぎのようになる。
決して高い稼働率とはいえないと考える。

(表4-4) 3グループ別稼働率

(単位：千円)

分類	施設数	最大収入	利用収入	稼働率	標準稼働率
貸館	16	580,829	207,513	36%	45%
宿泊	7	338,098	50,319	15%	19%
スポーツ	11	338,261	100,987	30%	38%
博物館	4	43,109	9,309	22%	27%
総計	33	1,257,188	358,819	29%	38%

(注1) 金川の森は付属施設であり、安藤家は茶室であり、異帯値として除いている。

(注2) 宿泊からキャンプ場は除いてある。

(注3) 標準稼働率は、最大稼働率の80%の実現可能な稼働率として割り返したものである。

最も稼働率のよいもの5施設は以下のものである。

- ① 小瀬スポーツ公園 58%
 - ② 山梨県立美術館 51%
 - ③ 山梨県民会館(展覧会場) 50%
 - ④ 山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨 50%
 - ⑤ 山梨県立国際交流センター(会議室のみ) 49%
- なお、美術館は企画展示室等、県民会館は展示場のみを算定している。

また、最も稼働率の悪いもの5施設は以下のものである。

- ① 森林公園金川の森(貸室) 0.2%
- ② 保存民家安藤家住宅 0.4%
- ③ 曽根丘陵公園(研修施設) 1%
- ④ 峡南女性センター 2%
- ⑤ 愛宕山こどもの国(キャンプ場) 2%
- ⑥ 県民の森保健体育施設 3%

これらのように、キャンプ場のように付随施設のようなものもあるが、標準稼働率より著しく低い施設は、県民への情報提供(宣伝)・見直し・転用などの抜本的な手段を講ずる必要がある。

(3) 利用日による稼働率との比較

従来の稼働率の算定は、開館日数に対する利用日の日数で算定していた。それと比較可能な主なもの9ヶ所を比較すると以下のようになる。

(表) 収入額と利用日による稼働率の比較

NO	分類	施設名	最大開館日	収入額	稼働率①	利用日	稼働率②	差異②-①
1	貸館	山梨県民会館	336	50%	52%	2%		
4	貸館	山梨県立青少年会館	303	42%	78%	26%		
5	貸館	山梨県立総合女性センター	303	28%	47%	19%		
6	貸館	山梨県立富士女性センター	303	13%	39%	26%		
7	貸館	山梨県立峡南女性センター	303	2%	20%	18%		
17	宿泊	国民宿舎広河原コッソ	123	28%	95%	67%		
22	貸館	山梨県立都内地域産業振興センター	304	15%	34%	19%		
29	スポーツ	御勅使南公園ラグビー場	308	9%	21%	12%		
33	スポーツ	八木崎公園テニスコート	366	12%	21%	9%		

貸館のように時間により料金がきまり、その利用最大量が確定しているものは、日数ではなく時間で稼働率を算定するべきであり、また、料金が異なる施設をも総合して、施設自体の有効利用度を判断するためには、収入金額で稼働率を算定すべきである。また、個々の施設内の異なる施設毎の稼働状況も金額による稼働率の算定を検討されたい。

5. 今後の取組み

以上の項でトータルコストと有効利用度ともいえる稼働率をみてきたが、公共施設が県民にそれぞれ良質の公共サービスを提供するための若干の問題点と取り組むべき課題を述べる。

(1) トータルコスト計算について

現在、県の財務会計では把握されていない発生費用を管理会計として別途継続的に算定していく必要がある。

1) 資産の取得価額と減価償却費の把握

地方公営企業では、企業会計方式が制度的に採用され、損益計算書・貸借対照表が作成されている。公共施設についても、これにならって、資本的支出の資産計上額を面積按分等の妥当な基準を用いて施設別に原価集計し、公有財産台帳に妥当な取得価額を付す必要がある。また、除却等の妥当な処理が適切になされねばならない。

これにより、減価償却費が適切に計算される。

2) 公債額と公債利息の把握

施設の建設に要した資金コストである公債の額とその公債利子を把握する必要がある。個別施設に対応して起債がなされれば現在の公債台帳で十分であるが、合算して起債される場合がある。この場合、対象資産に対応して起債額を按分する必要がある。

これにより、施設ごとの公債利息の把握が可能となる。

3) 退職給与について

一般的に、団体では県の給与規定に準じて退職給与引当金を繰り入れられている場合があり、県職員については、公営企業会計を除いて計上されていない。
 公共施設の人件費には長期の退職給付債務が存在するので、少なくとも、一時金について期末要支給額を別途算定し、各事業年度の負担部分を計上する必要がある。

4) 管理委託団体も含めた施設別(セグメント別)費用の集計手続

公益法人たる管理委託団体は、一般に区分計算を行っているため、この会計区分が施設の管理費を集計していればこれを利用しよう。

しかし、かかる区分計算がおこなわれていない場合は、新たに会計区分を設けるか、施設別経費の集計が可能にようにする必要がある。

次に共通費となる人件費や経費を時間や面積や、金額等の合理的な基準により按分して施設管理費に集計する一定の共通の基準が必要となる。
 簡便で合理性ある基準の設定が必要である。

一般に、県は建設計画時や、補助金の申請のために精緻な計算を行っているため、経営管理のためのコスト計算は可能であると考えられる。

5) 土地の費用について

通常、土地のコストは借地料相当額である。借地料を支出している場合はこれを計上すればよい。

しかし、県有地に建設する場合、市町村等から無償で借り受けている場合、林野庁等から有償で借りている場合、土地を第三者から無償譲渡された場合、公債の発行で土地を取得した場合など様々なケースにより、地代相当額の算定が課題となる。

今回の監査では無償譲渡されたもの、他の地方公共団体から無償貸与されているものを除き、土地の評価額(時価)の4%とした。しかし、広大な土地、広面地などについて相対的に地代は大きくなること、また次に述べるように付加原価ないし機会原価性を有するので欄外の参考数値とした。

制度会計上、土地を購入した場合資産に計上され、所有権移転後の費用は認識されない。この結果、土地のコストは等閑されがちとなる。しかしながら、地代相当額は他の第三者に貸付ければ得られたであろう収益となり、県有財産を管理する立場からみれば費用として認識すべきものである。

それゆえ、土地のコストは個別施設の業績評価に連動させるべきであり、本来トータルコスト計算においては機会原価とすべきものである。したがって、上記のようなケースにおいても一定の算定基準を設定して適正な地代総合額を算定することにより、業績評価の比較可能な土地のコストが算定されることがある。

(2) 稼働率について

今回の監査で稼働率の算定の対象にしたのは、貸館・宿泊施設などのように最大収入額が算定しうる施設である。

最大利用人数が確定している場合は、人数のみの統計でも利用の程度は図りうるが、年齢等により使用料金が異なる場合などは、その平均利用料金等を採用し、収入額で算定することに意義がある。

しかしながら、美術館のように利用人数に制限が無い場合は、別途最大収入額を決定する必要がある。

この場合、最大値をどのようにとるかにより管理の在り方が問われてくる。

- ① 過去の一定期間の実績の最大値をとる。
- ② 過去の一定期間の実績の平均値をとる。
- ③ 当該期間の事前予測値をとる

(最小自乗法などといった統計的手法に特別事項を加味する)。

- ④ 歳入予算値をとる。
- ⑤ あるべき目標値をとる。

その他、様々な数値・数額が採用可能であるが、達成可能な努力目標値を採用し、予算は、目標であるとともに計画値でもあるので、予算と連動した目標値を採用することが望ましい。

もって、目標管理の一環とする必要がある。

(3) 利用料金について

公共施設の料金は比較的低廉に設定されている。

現在、施設の運営管理費が区分されていない団体がある。運営管理費の区分を正確に行い、施設の利用によって変動する部分や、最低限必要な固定費などを算定して、利用者(受益者)の負担とすることにより、料金の見直しを行うことも必要である。

施設の运营管理のために県の外部団体等に管理を委託しているが、このとき、利用料金制度により、その収入を団体のものとして独立採算性を志向する方法がある。この場合、利用料金の弾力的設定が可能となるようにするとともに、当該団体の経営努力が反映する評価制度を設定する必要がある。

しかしながら、現在の委託費と最大利用による収入最大額との間で大きな差異がある。これらの施設は現状の利用料の水準では必ず赤字となってしまう、独立採算制の導入が必然的に利用料の値上げにつながり、公の施設の設置目的にそぐわなくなってしまう恐れがある。利用料金制度を採用する場合、差額の内容と意味を分析して一定の委託費ないし補助金などによる解決を図らねばならない。

(4) 適正配置について

公共施設は、市町村にも存在する。

このとき、県の施設と同一地域において同一の公共サービスを提供する場合、競合により稼働状況が著しく低下する場合がある。

このような場合には、県は、提供するサービスの市町村との分担や調整が必要である。しかし、この程度の努力によって改善できない状況にある場合は、転用や、他の施設との統合などの施策が必要になる。

また、利用者数の低下は、競合施設の有無のみならず、利用者を取りまく経済環境の変動による場合もあり、時代と環境の変化に提供される公共サービスが不適合となっている場合もある。

稼働率や利用者数の減少に対して、県は、不断の利用者の要望を調査するとともに、利用者に公共サービスの質や程度を評価してもらう等の方策を講ずる必要がある。

公共施設は、巨額の投資と長期の運用を想定しているため、時の経過による見直しが困難なものである。しかし、弾力的に対応してその県民のニーズに対応した適正配置を、計画時のみならず供用後も将来を勘案して検討することが重要である。

以上の課題に取組み、公共施設を通じて県民のニーズに適合した公共施設を管理運営していくには、一定の目標を各所管課の職員が主体的に設定し、各公共サービスの改善すべき事項の実施によるトータルコストを算定し、この結果と目標との比較により、次なる改善の目標を設定していく必要がある。

このためには、建築部門や、土木部門との連携は言うに及ばず、人事部門、財政部門並びに各類似施設の所管課との連携が必要と考える。

さらに、管理委託団体の管理経営者も目標管理に責任を持つために主体的に経営努力が必要である。

このために、所管課と管理委託団体の定期的な調整と連絡のうえで協力して、公共施設の有効利用の向上を図るためにトータルコスト計算を每期継続的に作成することを検討されたい。

また、税金負担について県民の理解を得るために、県民への情報開示のあり方を検討されたい。

おすび

監査の結果において記述した指摘事項及び意見並びにトータルコスト計算書については以上のとおりであるが、これを踏まえ敷衍して今後の課題・展望についてその方向性を述べると、次のような基本的事項が挙げられる。

1. 設備備品等の適正な管理の実施
2. 地方自治法、個別条例などと照らし適正な管理運営の実施
3. 公の施設として積極的な県民の福祉増進の推進
4. 県民の視点の尊重と受益者負担の考え方の導入
5. 提供サービスの質の更なる向上
6. コスト意識の醸成
7. 公共施設の有効利用の向上を図るため、トータルコスト計算の每期継続的な実施
8. 税金負担について県民の理解を得るため、県民への情報開示のあり方の検討実施

終わりに、施設の管理運営は、ややもすると旧来の慣行を踏襲し、また、利用率が低調であればあるほどは蒂ムードが支配しマンネリに陥る傾向にある。

利用者（県民）にとって、楽しみのある施設、親しみのある施設、更には魅力のある施設とするためには、広報・公聴の機能を高め利用者のニーズを的確に捉え、活力ある対応をしていくことがより重要である。

常日頃から、施設のあり方、役割を念頭に置き、目標による管理を実践し、行政・委託団体ともに共通認識に立って住民の福祉の増進に寄与することが期待される。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番